堺市消費生活審議会 第2回消費者教育部会 議事要旨

- 1. 日 時:平成27年1月15日(木) 15:00~16:45
- 2. 場 所:消費生活センター 研修室
- 3. 出席者

(委員)

野田文子 部会長、赤松純子 委員、澤村美賀 委員、山口典子 委員 (関係者)

石橋 初等教育研究会社会科部会長、中條 中学校教育研究会家庭科部会長、 桑田 学校企画課主任指導主事、稲葉 教育センター指導主事

(事務局)

西川 市民生活部長、水谷 消費生活センター所長 他

- 4. 傍聴者 なし
- 5. 議 題
 - 堺市における消費者教育に関する取組について
 - ・学校教育における取組
- 6. 会議経過
 - (1) 西川市民生活部長より挨拶。
 - (2) 「堺市における消費者教育に関する取組について」
 - ① 配布資料に基づき、事務局から説明。
 - ② 質疑応答及び意見交換。

事務局の説明の概要

【資料1 小学校アンケート集計について】

(事務局)

○ この資料は、初等教育研究会の社会科部会、家庭科部会、総合部会に所属しておられる教員の方々にアンケート調査を行い、57名の方からいただいた回答を集計したものとなっている。

アンケートの内容としては、まず問1では、消費者教育の実施の状況、行っている学年、扱っている時間数について、具体的な内容ごとに回答をいただいた。各項目ごとの集計結果については資料に記載のとおりであるが、資料の5ページ目に、各項目を行われている割合順に並べた表を記載している。これを見ると、「情報モラル教育」が88.1%で最も多くなっており、「消費者と販売者の関係」、「食育」、「お金について」、「食品や製品の安全と表示」、「環境教育」の実施割合が高くなっている。

問2では、消費者教育を推進するに当たって、課題となっていると思うことを回答いただいた。結果としては、「他の優先課題があり取り組む時間がない」という回答が45.6%で最も多くなっており、次いで「活用できる教材が少ない」が42.1%、「どのような取組をすればよいか分からない」が38.6%となっている。

問3では、学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを回答いただいた。結果としては、「授業のサポートができる人材」という回答が66.7%で最も多くなっており、次いで「実践事例の紹介」が63.2%、「児童・生徒向け教材の作成・配布」が57.9%となっている。

問4では、授業等で活用しやすいまたは効果があると思われる教材について回答いただいた。結果としては、「DVD等映像の教材」という回答が87.7%で最も多くなっており、次いで「チラシ・ワークシート等による教材」が47.4%となっている。

問5では、消費者問題に関する教材で、どのようなテーマを希望するかについて回答いただいた。結果としては、「情報モラル教育」が77.2%で最も多くなっており、次いで「お金について」が66.7%で、「食育」、「食品や製品の安全と表示」、「消費者と販売者の関係」の各項目が40%以上の回答率となっている。

問6では、今までに消費者教育の研修会に参加したことがあるかについて回答いただいた。結果としては、「参加したことがある」方が 15.8%、「参加したことがない」方が 84.2%であった。なお、資料には、参加したことがあると回答した方が参加した具体的な研修名を記載している。

問7では、どのようなテーマの研修会に参加したいと思うかについて回答いただいた。 結果としては、「情報モラル教育」が73.7%で最も多くなっており、「お金について」、「食育」、「食品や製品の安全と表示」、「環境教育」の各項目が30%以上の回答率となっている。

最後に問8では、消費者教育に関する意見を自由記述で回答いただいた。資料には、 回答いただいた方の意見を記載している。

【資料2 中学校アンケート集計について】

(事務局)

○ この資料は、中学校教育研究会の家庭科部会、社会科部会に所属しておられる教員の 方々にアンケート調査を行い、32名の方からいただいた回答を集計したものとなって いる。アンケートは、先ほどの資料1で小学校の教員の方々に伺った内容と同じ内容で 行った。

問1の、消費者教育の実施状況や行っている学年、扱っている時間数に関する各項目ごとの集計結果については、資料に記載のとおりであるが、資料の5ページ目に、各項目を行われている割合順に並べた表を記載している。これを見ると、「情報モラル教育」、「食品や製品の安全と表示」、「契約とはなにか」、「悪質商法」、「食育」、「プリペイドカード・クレジットカードの仕組み」の各項目で実施割合が8割を超えており、それ以外の項目についても、5割以上の実施率となっている。

問2の消費者教育推進に当たって課題となっていることについての回答では、「他の優先課題があり取り組む時間がない」という回答が46.9%で最も多くなっており、「活用できる教材が少ない」、「教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない」の各項目も40%以上の回答率となっている。

問3の、学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことについての回答では、「実践事例の紹介」が65.6%で最も多くなっており、次いで「生徒向け教材の作成・配布」が62.5%、「教員に対する研修」、「消費者被害の最新情報の定期的な提供」の各項目も40%以上の回答率となっている。

問4の、授業等で活用しやすいまたは効果があると思われる教材についての回答では、「DVD等映像の教材」が71.9%で最も多くなっており、次いで「チラシ、ワークシート等による教材」が62.5%、「ロールプレイングの事例集」が46.9%となっている。

問5の、消費者問題に関する教材で希望するテーマについての回答では、「悪質商法」が65.6%で最も多く、次いで「情報モラル教育」が59.4%、「環境教育」が50.0%となっており、「お金について」、「食品や製品の安全と表示」の各項目も40%以上の回答率となっている。

問6の、今までに消費者教育の研修会などに参加したことがあるかについての回答では、参加したことがある方が37.5%、参加したことがない方が62.5%であった。なお、参加したことがあると回答した方が参加した具体的な研修名を記載している。

問7の、どのようなテーマの研修会に参加したいと思うかについての回答では、「情報モラル教育」が50.0%で最も多く、「悪質商法」、「食品や製品の安全と表示」、「プリペイドカード、クレジットカードの仕組み」の各項目も30%以上の回答率となっている。

最後に問8として、自由記述で回答いただいた内容を記載している。

【資料3 小学校・中学校教科書における消費者教育に関する記載の例について】 【参考資料① 消費者教育の推進に関する基本的な方針について】 (事務局)

○ 資料3については、小・中学校で使用されている教科書の内容から、消費者教育に関

する部分を消費生活センターでピックアップしたものを記載している。ただし、こちらの資料は、小学校・中学校ともに、家庭科と社会科から抜き出したものであり、すべての教科の内容を網羅したものではない。

資料3の説明の前に、参考資料①を説明させていただく。この資料は、国において平成25年6月28日に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の中から、消費者教育が育むべき力として示された部分を抜粋したものとなっている。

この中では、各ライフステージや様々な場で行う消費者教育全体を通じて育むべき力について、大きく4つに分類して記載されている。まず1つ目としては、「消費者市民社会の構築に関する領域」として、具体的には、「自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力」、「持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力」、「消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力」の3つが示されている。

2つ目としては、「商品等やサービスの安全に関する領域」として、具体的には、「商品等やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力」、「商品等やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力」の2つが示されている。

3つ目としては、「生活の管理と契約に関する領域」として、具体的には、「適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力」、「契約締結による権利や義務を明確に理解でき、違法・不公正な取引や勧誘に気づき、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力」の2つが示されている。

4つ目としては、「情報とメディアに関する領域」として、具体的には、「高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てることができる力」、「情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をとるとともに、個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力」の2つが示されている。

再度、資料3を説明させていただく。先ほど申し上げたとおり、この資料は、教科書の内容のうち消費者教育に関する部分を記載している。

先ほどの基本方針で示された消費者教育が育むべき力は、今回のテーマである学校教育だけでなく、各ライフステージや様々な場で行われる消費者教育全体を通じて育むべきものとして示されているものであるが、資料3では、教科書記載のそれぞれの項目ごとに、基本方針で示された消費者教育が育むべき力のどの分類に該当するかについて、資料の右欄に記載している。例えば「①ーア」と記載しているものについては、基本方針の「①消費者市民社会の構築に関する領域」の「ア」で示された部分に該当するものとして記載している。教科書から抜粋して資料に記載した各項目・主な内容については、

資料をご参照いただき、一つ一つの項目についての説明は省略させていただく。

なお、配布している参考資料②については、堺市消費者基本計画の平成25年度実施 状況をまとめた資料の中から、若年者を対象に含む事業を抜粋したものとなっており、 参考資料③については、学習指導要領における消費者教育に関する主な内容として、消 費者庁が作成した資料に掲載されていたものを抜粋した資料となっている。これらの資 料については、参考資料として、内容の説明は省略させていただく。

質疑応答及び意見交換の概要

(山口典子委員)

○ このアンケートはいつ実施したのか。

(事務局)

○ 昨年の10月に開催された家庭科部会、社会科部会等の各部会で実施した。

(山口典子委員)

○ アンケートに記載されている「時間数」は、45分授業等の学校授業としての1時間 なのか、それとも60分と捉えてよいのか。

(事務局)

○ アンケートを実施する際に、その点を説明・確認せずに実施したため、回答いただい た方によって異なっている可能性があるが、学校授業の1時間として回答いただいた方 が多いと思う。

(山口典子委員)

○ 家庭科や社会科など各教科に含まれる時間数がどの位なのか、あるいは特別活動や道 徳教育、総合学習で扱っている時間数はどの位か、その点は訊いていないのか。

(事務局)

○ 資料には記載していないが、小学校のアンケートでは、取り扱っている教科も訊いている。ただ、中学校のアンケートでは、教科までは訊いていない。

(山口典子委員)

○ なぜその点を質問したかというと、問2に「他に優先課題があり取り組む時間がない」という回答があるが、例えば総合学習、特別活動、道徳教育は、それぞれ小・中学校で1学年に35時間から37時間、合わせると105時間程度あったと思う。それに加えて各教科の教科書でも消費者教育が扱われている中で、なぜ時間が足りないのかがこの資料だけでは分からない。科学的に判断するには基礎調査、枠組みが少し足りないと思

う。

また、回答された教員の方々の男女比率はどうなっているのか。

(事務局)

○ 今回のアンケートは匿名式で取らせていただいたので、回答者の男女比率は把握できていない。

(澤村美賀委員)

○ 最近、中学校や高校へ行くと、民間団体が出前講座を行っていることもある。また、 小学校や中学校では、民間事業者が情報モラルに関する出前講座実施のお知らせを広く 行っており、それを受け取った先生が、利用するべきかどうかを消費生活センターに聞 きに来ることもある。アンケートでは情報モラルに対する先生方の関心は高く、扱う時 間も取っているようだが、そのような外部講師等の活用についてのアンケートは行って いないのか。

(事務局)

○ 今回実施したアンケートは、資料に記載した項目についてのみ行ったため、外部講師 を学校授業等で活用されているかどうかについては訊いておらず、データは把握してい ない。

(澤村美賀委員)

○ 先ほど話した民間事業者は、無料の出前講座、内容は大学教授と共同開発したカード ゲームを実施していると聞いているが、その案内を昨年の秋ごろから各小学校・中学校 に送付していると思う。その教材を見ると、非常に視点が良く、子どもたちが取り組み やすいと感じた。単に講座をするよりも、そのような教材を利用した方が、実施後のア ンケート結果も大きく違うと思う。もし利用されているのであれば、そのあたりも分析 してほしい。

(野田文子部会長)

○ 今回のアンケートは、小・中学校の部会の先生方を対象に実施したもののため、回答 数は学校数ではなく、小学校が57名、中学校が32名となっているが、教育委員会で 消費者教育の取組状況等を把握はしていないのか。

(桑田学校企画課主任指導主事)

○ 消費者教育としての取組状況は把握していない。

(野田文子部会長)

○ 先ほど話のあった外部人材や民間事業者の教材についてはどうか。

(桑田学校企画課主任指導主事)

○ キャリア教育という観点で、ここ数年、大企業等から出前授業をするという色々な案内が届いているが、その案内は、まず教育委員会に届き教育委員会から学校に紹介するという場合もあれば、学校に直接郵送される場合もある。先ほどのような情報モラルに関する事業者からの案内もあると聞いている。

(澤村美賀委員)

○ 先生方の関心として情報モラルがかなり高くなっている。今回は、家庭科と社会科が 取り上げられているが、私の勤務する自治体の教育センターの方からは、情報モラルを 取り上げているのは道徳だと聞き、道徳教育の本を読んだところ、小学校、中学校とも に情報モラルに関する内容がかなり含まれていた。どの学校でも、今後取り組まれるの ではないか。

(桑田学校企画課主任指導主事)

○ 情報モラル教育や情報リテラシー教育については、道徳の中で取組んでいくという学校もあるだろうし、社会科の中でも情報モラルを取り扱っているので、それを中心に取組んでいくという学校もあると考えられる。それらも含め、いろいろな単元で取り扱い得ると思う。

(澤村美賀委員)

○ どのように取り組むかは、学校の判断になるのか。

(桑田学校企画課主任指導主事)

○ 学校の判断になる。ただし、教科書の記載は学習指導要領で定められた内容になるため、その部分については必ず扱うことになる。

(野田文子部会長)

○ 小学校のアンケートの問1の「①お金について」は、1年生から6年生まで行っているという回答になっている。資料では「1~5時間」という括り方になっているため、 正確な時間数は分からないが、積み上げると6年間である程度の時間数になる。これは どういうところで取り組んでいるのか。

(桑田学校企画課主任指導主事)

○ 教科指導の中では、家庭科は5・6年生、社会科は3・4年生で学習する。しかし、 1年生でも、例えば特別活動の中で、冬休みの前にはお年玉の計画的な使い方等、低学 年でも分かるような学習の仕方で取り扱うこともある。アンケートでは、回答された先 生によって異なると思う。

(石橋初等教育研究会社会科部会長)

○ 補足させていただくと、修学旅行等の際にも、お土産を買ったりするためにお金を多く持って行くため、お小遣い帳をしおりの中に付ける等の取組みもしている。また、お金や情報モラルについては、小学校では保護者の方にも、懇談会や集まっていただいた時に、情報関連企業の方に来ていただいて啓発講座を行うなどしている。

(澤村美賀委員)

○ 参観の後に講座を設けた場合、保護者の方がなかなか講座まで残っていただけないという現状もある。私が講座の講師として行く学校では、参観の後にすぐ講座をするが、講座の後に例えば子どもたちの学芸会のプレ発表を組み込み、この講座を聞かないとプレ発表は見れないというようにして講座を受けさせることもある。また、中学校では、入学前の保護者が制服を買いに来るときに講師に来てほしいと依頼を受けることもあり、理由を聞くと、保護者が集まる機会がこの時しかないとのことだった。

保護者向けの取組という点では、例えば学校だよりやホームページ等で保護者向けに 情報発信するような取組は行っていないのか。

(中條中学校教育研究会家庭科部会長)

○ 中学校では、生徒指導の関係で、お金を持って繁華街に行かないようにといったこと を伝えることが多いので、なかなかお金の本質的な話をすることが難しい。

情報モラルに関しては、アンケートでは 10%程度の教員が「行っていない」と回答しているが、教育センターで必ず1年生は受けることになっている。自分の教科では行っていないと判断したのかもしれないが、全中学校で必ず行っている。また、情報モラルに関してタイムリーな社会的事件等があれば、資料を配って話をする。

なお、家庭科は3年生になると週に0.5時間しかなく、この時間数の少なさもアンケート回答に影響していると思う。また、教科書の「身近な消費生活と環境」の項目は、208ページという教科書の終わりの方に記載されており、受験等もあって短時間でこの項目を済ませている可能性もある。

(野田文子部会長)

○ 教科の年間時間数は決まっているが、技術家庭科は年間35時間で、その中のごく一 部が消費者教育に当たっている。行われていても、時間数はあまり多くない。

(山口典子委員)

○ アンケートでは、情報モラル教育が、希望するテーマとしても実践されている内容としても圧倒的に多い。これは、道徳教育や人権教育、いじめ防止など、生徒指導の領域が大きいと思うが、それでも私は消費者教育だと思う。国の閣議決定や学習指導要領で見ると、消費者教育の分野というのは社会科や家庭科に特化したように見えるが、本来は全ての教科、すべての学校活動が含まれる。

どのくらいの時間数で行われているかについて、堺市の94の小学校、44の中学校

の中で、実態調査がされたことはないと思う。一昨年、それまで堺市の人権教育に関する実態調査が行われていなかったため、調査を行ってもらったところ、人権侵害を受けて差別される確率の高い学校では6年間で300時間行われていたが、それ以外の学校では、6年間で10時間程度だった。1学年で1時間強しか行われておらず、これほど少ないのかと驚いたことがある。

消費者教育も同様で、教科書の中で触れられているテーマについては、教科書の進度に合わせて自ずから指導することになるが、これが、消費者教育を全ての学科、全ての学校活動で、ということになると、義務化されているわけでもない。堺市の人権教育や特別教育というのは、今年のテーマはジェンダー平等教育にする、今年は同和問題にする、今年は障がい者問題にするというように、校長先生の裁量が大きいと思う。その枠組みを各先生方の自由裁量でなかなか決めにくいところがあるのではないか。これが、アンケート結果の「ほかの優先課題があり取り組む時間がない」というところに表れているように思う。

この「時間がない」という状況は事実だと思うが、消費者教育というものを先生方が どのようなものだと捉えているのかという疑問も感じる。先ほどの消費者教育の推進に 関する基本的な方針では、消費者教育が育むべき力を領域を分けて記載しているが、そ もそも消費者教育とは何を指すのか、どのように捉えるのかについて、学校教育におい ても定義付けをする必要がある。

学校教育の対象は未成年者であり、基本的には単独で契約行為ができない。だから契約に関することを教えないということではなく、教えることで、逆に学んだ子どもが親に対して、クーリングオフできることを教えるという考え方、効果もあると思う。アンケートを見ると、契約に関することやクーリングオフに関すること、悪質商法に関することの実施率が低い。これを見ると、消費者教育全体が狭義に捉えられているのではないかという懸念を感じる。

(桑田学校企画課主任指導主事)

○ 学校の現場の先生の中では、食育、キャリア教育、金銭・金融教育など、いわゆる「○ ○教育」というものが多くある中で、「消費者教育」という言葉の認知度がまだ100% ではない。

消費者教育を、そのような「〇〇教育」の中の1つとして考えている先生が多いと思うが、消費者教育には、例えば食育や環境教育、ESDといったものも含まれる。ご指摘のとおり、消費者教育をもっと大きな枠組みで捉え、学校教育の中でどのように取り組んでいくかという視点が必要だと思っている。

(野田文子部会長)

○ アンケートでは、「消費者教育を学校で行わなくてもいいのではないか」というような 趣旨の意見もある。消費者教育をどのように理解しておられるのかという疑問もある。

(桑田学校企画課主任指導主事)

○ 対症療法的に、何か被害に遭った時にどうするかということだけを消費者教育と捉えておられるのかもしれない。

(山口典子委員)

○ きちんと定義づけして体系化するということがまず必要。現在、社会教育でも定義付けの見直しを行っている。

(野田文子部会長)

○ 消費者教育についての研修等は行われていないのか。

(稲葉教育センター指導主事)

○ 参考資料②の「消費者教育の内容の充実」の部分に記載されている研修を実施している。内容は、初等教育研究会の家庭科部会の先生を対象に、消費生活センターから講師を招いて実施している。

(山口典子委員)

○ 消費生活センターのどのような職員を講師として研修を実施しているのか。

(事務局)

○ 相談員を講師として実施している。実際に相談を受けている者が、学校の授業をイメージしたロールプレイ形式等を取り入れて行っている。

(野田文子部会長)

○ この研修は、どのくらいの規模で行っているのか。

(稲葉教育センター指導主事)

○ 1時間30分の研修で、ロールプレイやグループ討議等の方法で実施している。平成25年度に関しては、「オンラインゲーム 無料の落とし穴」というテーマで、夏季休業中の時期を利用して実施した。なお、平成26年度は「契約の疑問」というテーマを扱った。

(野田文子部会長)

○ どのくらいの方が参加したのか。

(稲葉教育センター指導主事)

○ 20名~40名を想定して実施している。

(山口典子委員)

○ 各学校1名ずつでも140人位だと思うが、なぜ40名を想定しているのか。

(稲葉教育センター指導主事)

○ この研修は、初等教育研究会の家庭科部会に参加している方を対象として実施している。

(野田文子部会長)

○ 家庭科の研修として実施しているのか。

(稲葉教育センター指導主事)

○ 家庭科研修として実施している。

(桑田学校企画課主任指導主事)

○ 小学校の家庭科部会の研修として実施しているが、伝達講習会も大事にしており、研修に参加した先生に各学校でその内容を広めてもらっている。

(野田文子部会長)

○ 先ほど議論のあった「消費者教育とは何か」ということについて、先生方に広く理解 してもらうという内容の研修ではないということか。

(桑田学校企画課主任指導主事)

○ 家庭科の研修ということで、ある程度理解しておられる先生方を対象に実施している ため、ロールプレイ等の具体的な内容で実施している。

アンケートは、「あなたの学校では」という質問になっているが、「あなたは」と捉えて回答した先生もいると思うので、データの捉え方は難しいと思う。

(事務局)

○ 消費者教育の定義については、アンケートを実施する際にも先生方に少し説明させていただいたが、その説明で十分だったとは思っていない。この定義の部分に関しては、消費生活センターとしても先ほど紹介した国の基本方針よりもより具体的な形で考える必要があると考えている。ただ、研修のように集まっていただく機会ということになると、時間的な制約もあるため、消費生活センターでもう少し整理したものを、何らかの形で先生方に示すことも必要ではないかと思う。

(山口典子委員)

○ 情報提供は良いと思うが、学校現場の先生方にこれ以上多くの取組を求めるのは難しい。もちろんその中でも一生懸命に取り組んでおられる先生はいらっしゃる。しかし、アンケート調査を見ても、教材の要望としてはDVD等が最も多くなっている。確かに

教材としてわかりやすいかもしれないが、これが生きた教育と言えるか。また、応援してくれる指導教員を要望する回答も多い。

先ほど澤村委員が指摘したように、消費者教育は消費者教育の専門家に委託すればよいと思う。これまで携わっていない先生が一から勉強していたのでは、教えるまでに相当時間がかかる。それよりも、実際に活動や取組をされている専門家の活用も含め、消費生活センターと教育委員会が、こういうカリキュラムで取組んではどうかというカリキュラム案を示すということを行っていくことが必要。先生方がプロジェクトを組んで指導内容を詰めていくことももちろん大事だが、現状は先生方には様々な取組が求められており、また、堺市では教科の先生の数も不足している状況。今後取組を進めるにしても、現実的な視点が必要。

(澤村美賀委員)

○ 私たちの協会では、今年ある教育委員会から教員向けの指導案に関する委託事業を受けたが、そこで先生方に「何が必要か」と尋ねたところ、「指導書とテキストを作ってほしい」という答えが返ってきた。また、私が勤めている自治体でも、パンフレット作成について先生に話をすると、指導書がほしい、良い教材がほしい、できれば来てもらえないかという答えがあり、先生方も余裕のない状況にある。

家庭科や社会科だけでなく、道徳や他の教科にもかかわるものであり、それらの枠を超えて、全体の生活の視点で、専門家に依頼して1時間、2時間と講座を行うのもよいのではないか。また、先生が自ら教えることを希望し、指導書と教材を希望する場合は、その方向で協議すればよい。

(山口典子委員)

○ いくら指導書をもらったとしても、実体験のない先生方がそれを読んで教えるだけに なるよりは、相談員や弁護士の先生等、専門家が行って話をする方が良い。

教育論としても、体系的にカリキュラム化して、人権教育や特別支援教育、いじめ防止対策等と総合的にリンクされた教育体系図をきちんと作成したうえで、今子どもたちに何が必要かを考える必要がある。

(西川市民生活部長)

○ 小学校のアンケートと中学校のアンケートを比べると、特にクーリングオフ制度や悪質商法のような内容が小学校では10%程度しか実施されていない。これが中学校になると、8割位の実施率となっている。この変化は、そもそも現在の消費者を取り巻く実態と合っているのかということが重要だと思う。

小学校については、アンケートの自由記述にもあるが、スーパーマーケット見学が子どもたちが初めて消費者を意識できる単元とある。消費者としての意識は小学校3年生でまず持つことになるという意識が先生方にある。しかし中学校になると、今度は被害者になり得るという、消費者としてのカテゴリーに変化があるという捉え方になっている。

これが消費者を取り巻く実態、被害状況に本当に合っているのかということについて、 我々行政としては、きちんとデータを整理して示す必要がある。そのような消費者を取 り巻く実態の認識を共有するということをまず行わないといけない。

次のステップとして、先ほどからご議論いただいている「消費者教育とは何か」という定義、これを一律に示すのは難しいが、教育のカリキュラムカテゴリーの中で割り切れないものという部分もあると考えられ、それを行政側と教育側が協力して作り上げる。 先生方の負担を無理強いしていくのではなく、うまく教科を超えたリンクを考えていくことが大事。

それらを進める上でのヒントとして、専門家の方々に委託すればよいという意見をいただいた。これは今後検討を進める上で有意義なものだと思う。

また、小学校アンケートの自由記述で、「家庭で買い物に対するこだわりをインタビューするなど丁寧に取り組んでいきたい」という意見や「家庭でも話し合うきっかけとなるような資料があればよい」という意見がある。学校教育と家庭教育のリンクができるような資料を作り、学校教育の中でなかなか実施できないのであれば、そのような資料を子どもたちに持って帰ってもらって、「家族と一度買い物に関する話をしてください」という時間の使い方もあると思う。そのためには、行政が実態を共有できるような情報について、それを消費生活センターが供給していくという役割を持つという点を、今後教育委員会と整理していく必要がある。

(澤村美賀委員)

○ 私が現在仕事で関わっていることに、教材の作成というものがある。職場からは、情報モラルに関する教材のスマホ版を作ってほしいと言われた。それほど経費をかけることができないため委託はできず、庁内で作成することになった。そこで、まず教育委員会に相談させていただいたところ、担当の指導主事の方から、「スマホで家族が崩壊するという考え方はやめてください。スマホを利用することで家族の輪を繋ぐような教材を作りませんか」というご提案をいただいた。現在、その方向で作成を進めており、宿題として家に持って帰ってもらって、懇談会のときのテーマにしたりするような使い方も考えている。

消費者教育教材を作成している事業者が作成しているような一般的な教材とは視点が 異なり、家庭とのリンクを意識している。そのような方向性を検討するのであれば、消 費生活センターと教育委員会の双方で話し合う機会を持って、それから進めていくこと が大事だと思う。家に持って帰って家庭で話し合い、先ほど山口委員も指摘されていた が、親もそれで学ぶというような形にしないと、単にパンフレットを配るだけでは読ま ない。

教育委員会の方に聞いてみたいが、消費者行政に限らず、警察や他の行政分野など様々なパンフレット等が学校に配布されると思うが、それらをどのように活用しているのか。

(石橋初等教育研究会社会科部会長)

○ 例えば、金銭教育ということで中学校区の集まりのときに、保護者も含めて講演を聞

く機会を設けたが、この取組は評判が良かった。また、現在私が勤めている学校では、 井戸端会議のような形で保護者の方が何人か集まって、様々なことについて話をする場 がある。その時に、子どものお小遣いのことや、小学生であってもスマホ等を持ち始め ているが、与えてしまってよいのかということも話をする。消費者教育の内容と保護者 の興味・関心が一致するところも多い。宿題という形でもよいし、保護者も巻き込んで 進めていくことが大事だと感じている。

(澤村美賀委員)

○ 家に持って帰って家庭で話し合いをすることが、家族を結びつけることになるかもしれない。このような取組を、授業でなくてもホームルームの時間などでもよいと思うが、 そのようなカリキュラム的なところを、消費生活センターの方から提案するのが良いのではないかと思う。

(山口典子委員)

○ 理想的な話だとは思う。方向性はそれでよいと思うが、私自身はスマホは持たせない ほうが良いのではないかと思っている。しかし、遠方の学校に通っていたり帰りが遅く なることもあり、また、情報リテラシーの観点からも、そのような機器を使いこなせな いといけないということもある。

私は、消費者教育にもジェンダーの視点は必要だと思う。消費生活の実態の中で、小学生もかなり被害に巻き込まれている。米国の国務省の人身取引白書に日本が出てきているような状況。ポルノサイトに関わるようなことが、小学校低学年から行われている。出会い系サイトから性犯罪に巻き込まれることもある。そのようなことが例えばスマホやパソコンを通じて生じていることを考えれば、消費者問題と言えるだろう。そのような点も含めきちんと体系化していかないといけない。先ほどの市民生活部長の説明にもあったように、消費生活の実態と教育の内容が合っていなければ意味がない。カリキュラム化、プログラム化の中で、その点は押える必要がある。そのためにも、消費者問題の専門家と教育機関と行政部とが連携することが大事。また、現状の実態調査もしっかりと行っておく必要がある。取組を学校任せにしすぎているように思う。

(西川市民生活部長)

○ この消費者教育部会を立ち上げた狙いや今後の展開等については認識いただいていると思うが、今の教育カリキュラムの是非や教科書の内容の是非を議論するということではなく、学校の教育現場で行われている、または社会で行われている、あるいは家庭で行われている「消費者教育」というものが、現在どのような状況にあるのかということを体系化する。そうすることで、取組の濃淡が見えてくる。その濃淡を明らかにするということが一つの大きな目的。そして明らかになったものについて、今度は行政体がどのようにフォローしていくのか、施策を出していくのかというところに結びついていく。

(野田文子部会長)

○ 学校教育がどのような状況にあるかについては、例えば資料のアンケート結果の中で も、小学校と中学校の教育内容の住み分けのような結果も出ている。大事なのは、同じ ことを何度もするのではなく、小学校、中学校、あるいは保護者向け等、必要なところ で必要なことを行っていくということ。

また、本日は、共同して実施していくことも議論された。教育委員会と消費生活センター、それに消費者教育の専門家も含めて連携していくことが必要。

なお、専門家を活用するとしても、学校の先生が消費者教育を行わなくても良いということではない。学校教育の中で消費者教育を行う意味は当然ある。人権教育や環境教育等、人格の形成や社会人として必要な素養を育てる中に、消費者教育は含まれている。それは教育の中でしっかりと行わなければならない。協力して取り組む中で、専門家のサポートを受ける部分と、学校教育でしっかりと行うべき部分について、しっかりとカリキュラムを作っていかないといけない。本日はそのような議論であったと思う。

(赤松純子委員)

○ 学校でできることには限界があると思う。家庭教育が中心で、学校教育はその手助け をするということを分かってもらう必要がある。

各家庭で経済事情も異なる。お小遣いの多い子どももいれば、そうでない子どももいる。そのような中で、一律に行うには限界がある。

(野田文子部会長)

○ 難しい点ではあるが、それは学校教育でもしっかりと考えていかないといけないことだと思う。

(澤村美賀委員)

○ 前回の部会で福祉関係を扱い、今回は学校教育を扱ったが、分ける必要はないのではないかと思う。学校においても地域活動とのリンクはある。PTAや自治会とも関係があるし、民生委員・児童委員とも関わりがあるはず。次回の会議では、そのあたりがうまく結びついた内容になれば良いと思う。

学校では、保護者だけでなく地域とどのような関わり・連携があるのか。

(西川市民生活部長)

○ 答えになっていないかもしれないが、3回という限られた回数の中で、一定ご意見を 集約していただく中で、福祉、地域の観点からの消費者教育、学校教育という教育の観 点からの消費者教育の現状を扱った。次回は、学校教育の観点からの現状認識と地域の 観点からの現状認識を併せ持って、その補完性とバランスのような点を議論いただきた いと考えている。

学校、地域それぞれの観点からの体系化を行い、その各個別の体系をもう一つ上のステージで大きな体系図のようにできるようにしたいと考えている。人や組織が介在しな

いと、消費者教育は固まっていかない。

(野田文子部会長)

○ アンケートでは、時間がないというのが大きな課題として出ている。難しい課題だが、 乗り越えていかないといけない。その1つの手掛かりとして、研究課題を持って1つの 学校で研究を進めるというのも1つの方法かと思う。

(石橋初等教育研究会社会科部会長)

○ 消費者教育の定義づけの必要性が議論されたが、その通りだと思う。今まで、環境教育や3年生で扱うお店で働く人々の学習、5年生で扱う情報教育等を実施する上で、大事にしてきたこと、子どもたちにしっかり学ばせたいと思っていたことと、この消費者教育というのが一致していた。私たちが教科で学習していることをきっちりと押えていくということが、消費者教育につながるということを認識した。ただ、これは今日会議に参加して読み解くことで分かったことであり、全職員ということになると、まだまだそのつながりを認識できていないと思う。

学校が研究で進めていくという手法は、学校全体がそこに向かっていくことで、全職 員、保護者、地域に広がり、良い取組だとは思う。

(野田文子部会長)

○ 先生方も、いろいろな研究会で集まることもあるので、そのような取組があれば、そ こに参加された先生にも伝わるので、有効ではないかと思う。

(石橋初等教育研究会社会科部会長)

○ そこには、バックアップしていただける専門家の方のご協力や、教育委員会の応援が 必要とは思う。

以上